

夕日ヶ丘分譲地 住宅取得助成制度

まちづくり
協定

分譲地に住宅を新築される方に奨励金を支給します!!

まちづくり協定奨励金

最大 250 万円 (A×25%)

※Aは住宅取得費(工事費/税込)を表します。

例:住宅工事費 1,000万円×25%で250万円

:住宅工事費 900万円×25%で225万円

※分譲地の引渡の日から3年以内に建築を完了し、入居することが要件となります。

※分譲地の購入には、「まちづくり協定」の締結が条件となります。

新築

住まいづくり奨励金

市内に住宅取得する方に奨励金を支給します!!

転入者(市内業者施工)

最大 40 万円

(市外業者施工)

最大 20 万円

市内在住者

基本加算

一律 10 万円

子育て世帯加算

一律 10 万円

※子育て世帯は、同居する18歳未満のお子様がいる世帯の事です。

※工事契約後、60日以内に申請手続きを行ってください。

※奨励金は20万円までは地域商品券で支給し、残りは現金支給となります。

※転入者は、工事契約日においてア又はイのいずれかに該当し住宅の登記名義人になる方です。

ア. 羽咋市外に継続して5年以上、転出している方(住民票がない方)。

イ. 羽咋市に転入した方で、

羽咋市外に継続して5年以上転出していて、転入してから2年以内の方。

助成金額の算定の仕方

(共有名義、市内業者、住宅取得費=2,400万円、子育て世帯の場合)

夫:転入者(住宅名義の持分1/2)

妻:市内在住者(住宅名義の持分1/2)

夫 (1/2) 妻 (1/2)

●まちづくり協定奨励金

協定の要件を満たした住居を建築。住宅工事費の内250万円。

→ 250万円

●住まいづくり奨励金

夫分:奨励金の算定式 : 2,400万円×2.0%=48万円

奨励金支給額 : 40万円×持分按分1/2(※)=20万円

妻分:基本奨励金 : 10万円

奨励金支給額 : 10万円×持分按分1/2(※)=5万円

※共有名義の場合は、持分の按分により金額を算定します。

→ 25万円

子育て世帯加算: 10万円

→ 10万円

※ 助成額の算定については担当にご確認ください。

合計: 280万円

※ 住宅ローンの金利優遇制度がありますので、お問い合わせください。